

平成 2 8 年度 第 4 回 松阪市入札等監視委員会 審議概要

開催日時	平成 2 9 年 1 月 2 3 日（月） 午後 3 時 3 0 分～午後 5 時 1 0 分
開催場所	松阪市役所 5 階特別会議室
出席者 （敬称略）	委員長 楠井 嘉行（弁護士） 副委員長 村田 裕（名城大学教授） 委員 坂本 昇（税理士）
事務局	岡野 公共工事適正化担当参事 刀根 契約監理課長 湯川 調達係長 渡邊 契約係長
議題	議題 1 入札及び契約の状況報告（平成 2 8 年 1 0 月から 1 2 月分） ・工事の発注状況について ・指名停止措置の運用状況について 議題 2 抽出事案の審議（楠井委員長抽出） 議題 3 随意契約に係る意見聴取について その他 次回開催日程及び抽出委員の選出等について

委 員	事 務 局
●入札及び契約の状況報告	
	・工事の発注状況について 第 3 四半期の入札件数は総計 145 件。内訳として工事が 131 件、委託が 13 件、中止が 1 件。これは前年同期と比較し、入札件数総計で 32 件の減となり、26 年度との比較では 53 件の減。この要因としては、災害復旧工事の減によるもの。契約金額は 12 億 828 万 4128 円で、工事が 11 億 1513 万 1968 円、委託が 9315 万 2160 円。これは前年比較で総計約 3 億 9780 万円の減額。平均落札率は、全体で 84.16%、内訳として工事が 84.89%、委託が 76.82%。26 年度比較では工事が 2.47%

委 員	事 務 局
	の減となり、低入札価格調査制度導入による ところが多いと考える。 ・指名停止措置の運用状況について 第 3 四半期における指名停止措置は 7 件 12 社の指名停止があった。 1 件目は、平成 26 年 2 月に神戸市内の民間企業のビルの屋上防水工事で手すり等を 設置しないまま、下請負人の作業員らに既設 防水シートの撤去作業を行わせ、その結果、 作業員 2 名がビル屋上から地上に墜落し、1 名が死亡、1 名が傷害を負った事故により、 労働安全衛生法等の違反で公訴を提起され、 平成 28 年 3 月にそれぞれ罰金刑の略式命令 を受け刑が確定したもので、4 か月の指名停 止とした。 2 件目は、公正取引委員会が東日本高速道 路株式会社関東支社が発注する東日本大震 災に係る舗装災害復旧工事の入札参加業者 6 社に対し、独占禁止法第 3 条（不当な取引制 限の禁止）の規定に違反する行為を行って いたとして、平成 28 年 9 月 21 日に排除措置命 令及び課徴金納付命令を行ったもので、24 か月間の指名停止とした。 3 件目は、平成 27 年 9 月、愛知県内の太 陽光発電設備設置工事現場において、倉庫屋 根上で太陽光パネルを設置するなどの作業 中に請負人の労働者 1 名が墜落し死亡した 案件で、作業箇所が高さ約 7.9 メートルであ り、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれ があったのに、囲い、手すり、覆い等を設け ず、もって請負人の労働者の労働災害を防止 するために必要な措置を講じていなかった ことが労働安全衛生法に違反するとして、罰 金刑の略式命令を受け、その刑が確定したこ とから、2 か月間の指名停止としたもの。 4 件目は、鉄筋コンクリート製の柱や梁の 耐震性能を調べる大阪大学と民間企業の共 同研究をめぐり、研究に参加し、そこで得た データの提供について便宜を図ってもらう

委 員	事 務 局
	目的で、大阪大学大学院工学研究科教授に対し、4回にわたり賄賂を贈ったとして、平成28年11月、大阪府警に贈賄の疑いで2社が逮捕されたことから24か月間の指名停止とし、5件目として、その内1社が別の工事で地盤改良の薬液注入等でデータ改ざん等の虚偽報告があったとして、8か月間の指名停止が重なったもの。 6件目は、東日本大震災の復旧工事で設計金額などの入札情報を得た見返りに、仙台市内で複数回、計十数万円相当の飲食や宿泊などの接待を行ったとして、平成28年11月28日、贈賄容疑で逮捕されたもので、24か月間の指名停止としたもの。 7件目は、国土交通省中部地方整備局が発注した工事を巡り、同局三重河川国道事務所元課長に工事関係資料の提供を依頼し、元課長は、その文書の内容を漏らした。これにより名古屋地検が、平成28年12月6日、元名古屋営業所長を国家公務員法違反（唆し）の罪で起訴したことにより、2か月間の指名停止をとしたもの。
●抽出事案の審議（楠井委員長抽出）	
・まず、この四半期における高落札率ならびに入札参加者が少数となった案件の入札状況について事務局から説明をお願いしたい。また、低入札価格調査型の案件について、その経緯と結果の説明をお願いしたい。	・落札率90%以上で入札参加者数5社以下と少なかった案件は4件あった。内訳は、除草業務委託が2件あるほか、テニスコート改修工事1件、重要文化財改修工事1件で、工事の特殊性や専門性が求められる工事であることから、参加者が少数となった一因と考えている。テニスコート改修工事については、入札結果をご覧いただくと、5社が参加し、1社は予定価格を超え、3社が13,258,000円の同額で最低制限価格を下回る結果となった。参加者が5社未満になった場合に算出率を99.00%に設定する制度を見込んだ応札額と考えられる。その結果、残りの1社が落札となったものであるが、このことについて

委 員	事 務 局
	は、競争性が十分に働いたものの制度上致し方ないところと考えている。 ・次に落札率が90%以上の高値受注となった案件は全体で7件発生した。それぞれの入札結果をご覧いただくと、富士見谷川河川改良工事以外の6工事については、予定価格算出のくじが99.9%以上となり、最低制限を下回る失格者が多数ある中、高値で応札する業者が落札となったもの。 ・次に高落札率ではなかったものの、入札参加者が5社以下と少数となった案件は27件発生。前年同期の52件と比べ大きく減少しているが、例年この時期は民間工事や国県工事の発注も段々多くなり、採算がとりにくい小額工事や特殊性の高い工事は参加者数が減少する傾向がある。中でも、依然、建築一式工事の案件で入札参加者が5社未満となる比率は高く、新規の参入業者が少ない現状もあり、発注基準等の検討も要するところと考えている。 ・次に工事の特殊性や専門性から全国発注する中でも参加者数が限定される案件については、あらかじめ競争性を作用させる希望価格型方式により発注しており、今期は5件あった。これらは、全国規模で発注するグラウンド不陸修正、ポンプ場設備、マンホールポンプ設置工事といった特殊工事に適用したもので入札結果にも効果が見られた。 ・次に入札中止となった案件は1件。設計書に誤りがあったことから、直ちに修正し再発注を実施している。 ・最後に低入札価格調査制度により実施した案件は1件。この工事は、水道本管工事として発注したもので、設計価格は税抜きで162,288,000円。入札結果は1社が積算内訳の審査基準を満たさず失格となり、2番目の応札者が落札率76.83%で落札となった。落札額については、前回の委員会でご指摘のあった積算内訳書の審査基準額付近での落札

委 員	事 務 局
・この四半期においては、課題とすべき抽出事案は少なかったように思うが、加えて2件の入札について説明を求めたい。 まず、普通河川富士見谷川河川改良工事。この工事は、工事規模から地域指定型の入札条件で発注され、落札率も90%でその他の応札者はすべて90%台半ばから後半となっている。松阪市では、最低制限価格を巡っての応札がほとんどの入札状況からすると、この工事は、競争原理が働かなかったようにも思うが、何か特殊な工事内容、事情でもあったのか確認したい。 ・落札率が90%だからとか、最低制限価格付近の応札でないから競争性がないというのではなく、全ての参加者が90%を超える入札であったことは、何か要因があるのではないかと思われるが、近年の入札結果はどのような状況だったか教えていただきたい。 ・25年度だけは、4社の参加でありながらも85%の落札率ということであるが、翌年度からは、入札参加者数も少なく、限定的であり、適正に競争性が発揮されたとは、言い難いと思うが、入札参加条件の見直しなどは検討されたのか。 ・今回の結果については了解した。継続して入札状況の注視に努めてもらいたい。 ・次に、低入札型案件の第28-3号下蛸路町送水管布設工事について、参加7社で全ての業者が低入札の調査基準価格を大きく下回り、落札率は76%となっている。前回の委員会でも意見があったが、市内業者が受注する工事として、この低い落札率をどう考えていくか。そのあたりの見解をお聞きしたい。また、低入札案件の工事成績等についてはどうか確認したい。	となっている。 ・当該工事は、設計価格が1500万円未満の土木一式工事であり、飯南・飯高地区管内限定の入札参加条件で発注したもの。また、この工事は以前からの継続工事で、近年では25年度から毎年工区を分けて発注している。今年度は、工事仮設道路を設置する仕様内容でもあり、そのあたりで例年とは、事情が異なる場所である。なおこの仮設道路は次年度も継続利用できるよう残すこととしている。 ・この富士見谷川の河川改良工事は、25年度から継続して実施しており、25年度は6社の参加で落札率が93%、26年度は4社参加で85%、27年度は6社参加で90%となっている。 ・1500万円未満の規模の小さい工事については、市町合併以来、地域指定型の入札参加条件で実施。地域建設業者の育成や震災をはじめ地域維持事業の対応の観点から、この地域指定型方式を継続しており、今後も配慮の必要があると考えている。当然適正な競争性が発揮されることが前提となることは言うまでもないところで、今回の落札率は競争された結果としかお答えできないが、特に継続する当該工事については、今後も入札状況をしっかりと注視していきたい。 ・この入札結果に限らず、低入札型の導入目的である不合理な高値落札の防止については、十分効果が認められると思う。しかしながら、想定以上に競争激化している状況も認識する中、調査基準価格や失格基準価格が形骸化し、積算内訳の合否ラインの概ね75%前後を巡る入札状況になっている。現段階では、完了検査を厳格に実施する中で、工事品質の低下や不良工事の発生といった問題は

委 員	事 務 局
・この工事の入札結果を見ると、全社が低入札基準を下回っており、これまで85%付近で応札していた業者も、参加してもどうせ落札はできない、と参加を控えているのではないかとも思われる。入札金額を決定するのは業者自身であり、市民にとっては競争性が働くことは喜ばしいことであるが、今後も落札率が70%台となれば、市内業者の疲弊につながりかねないと思う。これまで松阪市では、良くも悪くも85%未満での落札はなかったところであり、入札制度改革の理念の一つでもあったが、不正行為の無い適正な競争性と適正価格での契約を考えると落札率のさらなる低下は懸念するところ。今後、制度的課題として検討していくことも必要ではないか。 ・現在の入札結果を見ると、契約の合否ラインである審査基準付近、概ね76%前後を巡って、各社が応札している状況になっており、低入札価格調査ではなく、最低制限価格制度と何も変わらない入札状況となっているのでは。低入札調査としての基準が甘いのか、低入札による契約条件が緩いのか、という点も考えられるが、それらの改善が難しければ、積算内訳の審査基準率を検討する方法もあるのか。 ・従来から松阪市では、品質確保、政策的な考えのもと85%付近の入札を予定していると思う。一方、低入札はそれを下回ったものを契約可能とする制度そのものとも言える。市民感覚では低くても品質が良ければ良い、ということだろうとは思いますが。対象案件ではほとんど低入札になっているのか。 ・入札制度の競争性を決して阻害することがあってはならないと思うが、適正な競争であってこそ建設産業の発展もあると思われる。	出ておらず、高い施工能力から優良工事もある状況だが、長期的な視点で考えると市内業者への影響は、若干、懸念するところではある。 ・前回の委員会でもご意見いただいたもの。この制度の導入目的として、現行のままでよいのかどうか、今後引き続き検討していきたいと考えている。具体的な流れとしては、庁内の入札制度研究会で分析検討し、改善点などまとめることができれば、入札契約審査会に諮り、最終的な制度設計として提案していく流れとなる。 ・たしかに審査基準のラインに入札が集中し、実質的に最低制限価格のような結果。審査基準の引き上げも、競争ラインが上がることで低入札者が増加する懸念もある。入札結果からの分析としては、同じ認識を持っており、この低入札型方式を導入して2年余り経過した中で、さまざまな視点から議論しているところ。今後引き続き検討を進めたい。 ・建築工事の状況は異なるが、土木工事ではほとんどその辺りの落札率となっている。市民感覚でも一般論としても、低価格であっても入札行為が施工できるという意思表示、との解釈になると思うが、やはりそればかりでは地域業者の育成、継続に課題が残るのだと思う。

委 員	事 務 局
引き続き検討されたい。私からの抽出事案は以上。その他お気づきの点をお願いします。 ・個別案件で中万町排水路改良工事、水利野田線道路修繕工事について、それぞれ参加者は10社以上と競争があったが、落札率がいずれも高落札率となっているが何故か。 ・宮町ポンプ場施設長寿命化事業宮町ポンプ場改修工事は1社が随分低く落札している。競争性が発揮された良い結果と思うが、参加者によってこれほど金額に開きが出るものか。 ・一定の参加者があっても高落札率の案件があり、制度上防ぐことはできない。入札価格は当然に受注金額であり、業者ごと適正履行、適正利潤が確保できるラインでもある。参加者側の事情、裁量で当然に変わるもの。 ・以前は不調発生も多かったと思うが、今年度は少ないか。災害復旧工事ではあったと思う。 ・東日本の災害対応やオリンピック関連工事などの大事業に建設業が集中し他に影響があるとも聞くが本市への影響はどうか。	・この2案件については、いずれも10社以上参加があったが、予定価格算出率が99.90%、99.99%で多くの参加者が最低制限価格を下回る結果となったもの。これまでも制度課題としているが、部分的な発生はやむを得ないと考えている。 ・希望価格方式による案件で十分競争性が発揮された結果と考えている。入札結果は、各社において施工時期、工事内容、規模等を踏まえた競争原理の中、入札された結果で金額差は起ること。実績等も十分に有する落札者であり適正履行を確認していく。 ・算出率の変動による高値落札は、変動幅の縮小や5社未満の設定、低入札制度などにより減少していると思う。受注したい工事では安く、条件の悪い工事や技術者が足りない状況では高くなることもあるだろう。事情を問わず、受注を希望する価格は予定価格の範囲内であれば問題ない。その様な中では、適正な競争性確保が重要と考えている。 ・近年の災害復旧工事では参加者無しの案件も発生したが、それを受けての発注基準の改正や、今年度はそもそも災害復旧工事が少なかったことから不調抑制となっている。 ・全国的にはあるのだと思う。
● 随意契約締結に係る意見聴取について	
	・第3四半期の随意契約のうち6件の対象案

委 員	事 務 局
委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。 ・・・・・・・・・・・・・・・・	件について、資料により説明する。 ① 松阪市学校読書室情報システム導入業務委託兼保守業務委託 ・本事業である学校読書室への情報システムの導入は、地方創生加速化交付金を活用し松阪市図書館とシステム連携できるように各中学校及び一部の小学校の読書室の整備を実施するものである。実施にあたり、既存の市図書館のシステムを学校読書室に拡張することにより、安価に導入でき、学校読書室の環境整備や読書活動に必要な情報が共有化され、図書館資料の団体貸付や図書購入にも有効となり読書活動支援につながる。また、保守業務においては、機器の導入を別業者が行った場合は、市図書館と学校読書室とのシステムに他の機器導入業者が保守に関わることにより、明確な責任分岐点の把握が不可能となるため、ハードとソフトを一体に現業者より導入することが必要であり、随意契約を締結した。 ・・・・・・・・・・・・・・・・ ② 平成 30 年度評価替鑑定委託業務 ・本業務は、3 年ごとに行われる固定資産税評価替えに伴う、標準地（鑑定地）の不動産鑑定業務である。前回、平成 25 年度に平成 27 年度の鑑定評価を行い、今年度は平成 30 年度の評価替えのための鑑定となる。標準地（鑑定地）の鑑定については、7 名の鑑定士が固定資産鑑定評価員として約 900 地点の評価を行う。なお、鑑定評価額は、課税の基礎となることから業務履行、成果において適正さが要求される。随意契約については、業務の性質上、鑑定結果等に地域間の著しい格差や過去の鑑定成果等との大幅な差異が生じることは、課税評価の信用、行政の信頼の失墜につながるものであり、業務の適正な履行には十分な配慮が必要で、国の公示価格や三重県の地価調査価格、また県下 13

委 員	事 務 局
委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。 ・・・・・・・・・・・・・・・・	市の評価替鑑定委託業務を受託し、県下を縦断的に均衡のとれた鑑定評価、また、地域の実情も十分に把握された地元の鑑定士に委嘱することにより適正業務が期待できることから随意契約を締結した。 ・・・・・・・・・・・・・・・・ ③ 平成 28 年度森林環境創造事業業務委託（市町タイプ）（松阪飯南森林組合整備計画地域） ・森林は、水土の保全や温暖化の防止、野生鳥獣の生息の場を提供するなど様々な公益的機能を有しており、私たちの生活に重要な役割を果たしている。森林がこれら公益的機能を発揮するには、適正な管理を継続していくことが必要である。しかし、林業を取り巻く情勢は厳しく、採算性の好転が期待できない中で従来の生産を柱とした森林・林業施策では保全できない森林が増加し、市民生活に影響が懸念される状況となっている。このため、市では森林所有者から管理委託（20 年間無償提供）された森林を「公共財」と位置づけ、針葉樹と広葉樹の混交した多様な森林づくりを目標とし、間伐、受光伐、下刈り、植栽等を行い、森林の適正な管理を実施する。本事業は、森林所有者に代わって全額公費により環境林の整備や保全を行い、将来にわたり持続的に森林の公益的機能を発揮させることを目的としていることから、市と森林所有者及び認定林業事業体において 20 年間の「環境林づくり協定書」等の締結が必要である。森林所有者の同意を得た森林でなければ事業を実施することができず、本業務の実施には 20 年間の森林管理に関し所有者同意を得ている者との契約が必要なことから随意契約を締結した。 ・・・・・・・・・・・・・・・・ ④ 松阪市立鎌田中学校校舎改築事業基本設計及び実施設計業務委託 ・鎌田中学校校舎改築事業では、地域との連
委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。 ・・・・・・・・・・・・・・・・	

・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。

委員会としての意見

・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。

事務局

.....

③ 平成 28 年度森林環境創造事業業務委託
(市町タイプ)(松阪飯南森林組合整備計
画地域)

.....

④ 松阪市立鎌田中学校校舎改築事業基本設計及び実施設計業務委託

委 員	事 務 局
・基本設計としては随分高額だと思うが、契約金額の妥当性は確保されているのか。 委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。 ・・・・・・・・・・・・・・・・	携・協働により教育効果を高める学校、また、防災拠点として安全・安心に学べる学校、環境、気象条件に配慮し環境経営を積極的に行える学校建設を目指すと共に、少子高齢化等の社会状況の変化にも、柔軟対応できるような施設配慮が必要である。また、基本設計策定では、コミュニティ・スクール関係者とのワークショップ等により意見を幅広く計画に取り入れ、コスト削減、改築事業期間短縮にも配慮する必要がある。これらを踏まえ、設計者の柔軟かつ高度な発想力・設計能力、豊富な経験等を得るため、プロポーザル方式による業者選定を実施。応募11者の中から選定した契約相手は、事業敷地の計画で校舎を3層かつコンパクトにまとめ、グラウンド等を大きく確保する内容や、校舎改築の基本構想・基本計画の理解度も高く、校舎2階までを地域開放できるよう計画するなど、セキュリティと交流のバランスが評価された。わかりやすい発表や質疑応答の様子からは、今後の設計プロセスやワークショップでの丁寧な対応が期待できると判断された。その他、豊富な学校建築の設計経験に基づく丁寧な検討が行われており、審査結果で最優秀者に選定されたことから随意契約を締結した。 ・今回の業務は基本設計と実施設計を含み、通常この規模の設計業務では必要となる金額規模。また今回は、基本設計段階にコミュニティ・スクール関係者とのワークショップの開催調整、意見取りまとめなど設計に関するその他業務も含んでおり、業務対価としての妥当性は確保している。 ・・・・・・・・・・・・・・・・ ⑤ 松阪市都市計画マスタープラン見直し等業務委託 ・本業務は、平成20年3月に策定した「松阪市都市計画マスタープラン」について、松

委 員	事 務 局
・松阪市からある程度方針を示したうえでの計画策定なのか。 委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。 ・・・・・・・・・・・・・・・・	阪市の現状や課題の整理を行い、住民意見を反映させながら、土地利用、地域別のまちづくり方針等について、関連計画との整合を図り、社会情勢の変化に対応したものとするため、計画見直しと立地適正化計画の策定を行うもの。実施にあたっては、専門的なノウハウを持ち、効率的で質の高い業務を行うことができる事業者を選定するためプロポーザルを実施。応募２者のうち契約相手は「業務実績」として、松阪市に類似した地方都市における業務実績を有し、その経験値や実績値が活かされた「企画提案内容」においては、分析が具体的かつ的確で、市の現状、課題点が対象地域に関する事前研究により整理されており、「実施体制・計画策定能力」では、スケジュールや実施体制だけでなく、市の住民協議会等の内容にも触れ、現在の松阪市に対する理解度等が評価された。以上のことにより選定された者と随意契約を締結した。 ・既存の松阪市の計画、方針等を踏まえた見直し業務である。今回の業務はその既存計画に対し、その後の情勢や統計的な条件も踏まえ今後を計画するものであり、松阪市の新たな考え方、意見聴取なども必要に応じ実施され追加されるものと考えている。 ・・・・・・・・・・・・・・・・ ⑥ 鵠排水機場施設改修工事 ・本工事は、平成４年度に設置された鵠排水機場のポンプ設備について、約２４年の経過による老朽化に伴い、オーバーホール（分解整備）及び消耗部品の取替を実施し、設備の長寿命化を図るものである。施工にあたっては、設備の設計、構造及び機能を熟知していること、また、必要な部品等を特定でき、材料調達が容易であることが必要条件となる。当該設備のメンテナンスは県内代理店である契約相手が実施しており、これまでの設備全般に対する機器診断や点検、修繕も同社に

委 員	事 務 局
・ 鵜排水機場の所在地はどこか、また施設の設置目的は。 委員会としての意見 ・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものと考え、契約金額の妥当性は十分検討されたい。 ・・・・・・・・・・・・・・・・ ・ 今回もあったシステム関連の随意契約について必要性は理解するが、民間会社にコンピューター、システム管理を委ねるリスクに対しては、特に信頼性が求められる。様々なリスク、不測の事態に対応するための準備を要する。 ・ 随意契約は事業担当部署の判断で締結されるのか。 ・ 随意契約では自治令の条文をどのように解釈し適用するか、適正な解釈と判断が実務上の課題。必要性の判断はもとより、それが2号か6号かにずれが生じることがある。担当者の判断基準となるような要領、ガイドライン等はあるか。 ・ 随意契約に対しては、適用条項、適否判断など具体例や解説を加えた要領等があると良いだろう。	発注している。本工事においても現場状況や設計構造等に精通し、施工後のメンテナンス面からも、不測の事態の対応や責任所在を明らかにできる唯一の業者であることから、随意契約を締結した。 ・ 三雲管内の鵜地区に所在する排水機場で、主に湛水防除、強制排水のため設置している。 ・・・・・・・・・・・・・・・・ ・ 各契約において、様々なリスク管理は想定されていると思う。案件ごと取り組み準備するものとする。 ・ 基本的には事業課が随意契約の必要性を判断し締結することになるが、500 万円以上の案件は、原則、副市長や部長等で構成する、入札及び契約審査会の審査、承認を経ることとしている。 ・ 簡易版のガイドラインがある。案件毎の必要性を判断し随意契約の整理がされる。内容により審査会での審査、各所属での決裁手続きにより、誤りの無い運用を進めている。
● 次回開催日程及び抽出委員の選出	
・ 次回開催日を平成 29 年 3 月 27 日（月）の 15：00 からとし、抽出委員は古田委員とする。	